

一級河川荻野川堤防上の市道**車両通行止め(二輪車以外)**(**迂回**のお願い)のお知らせ

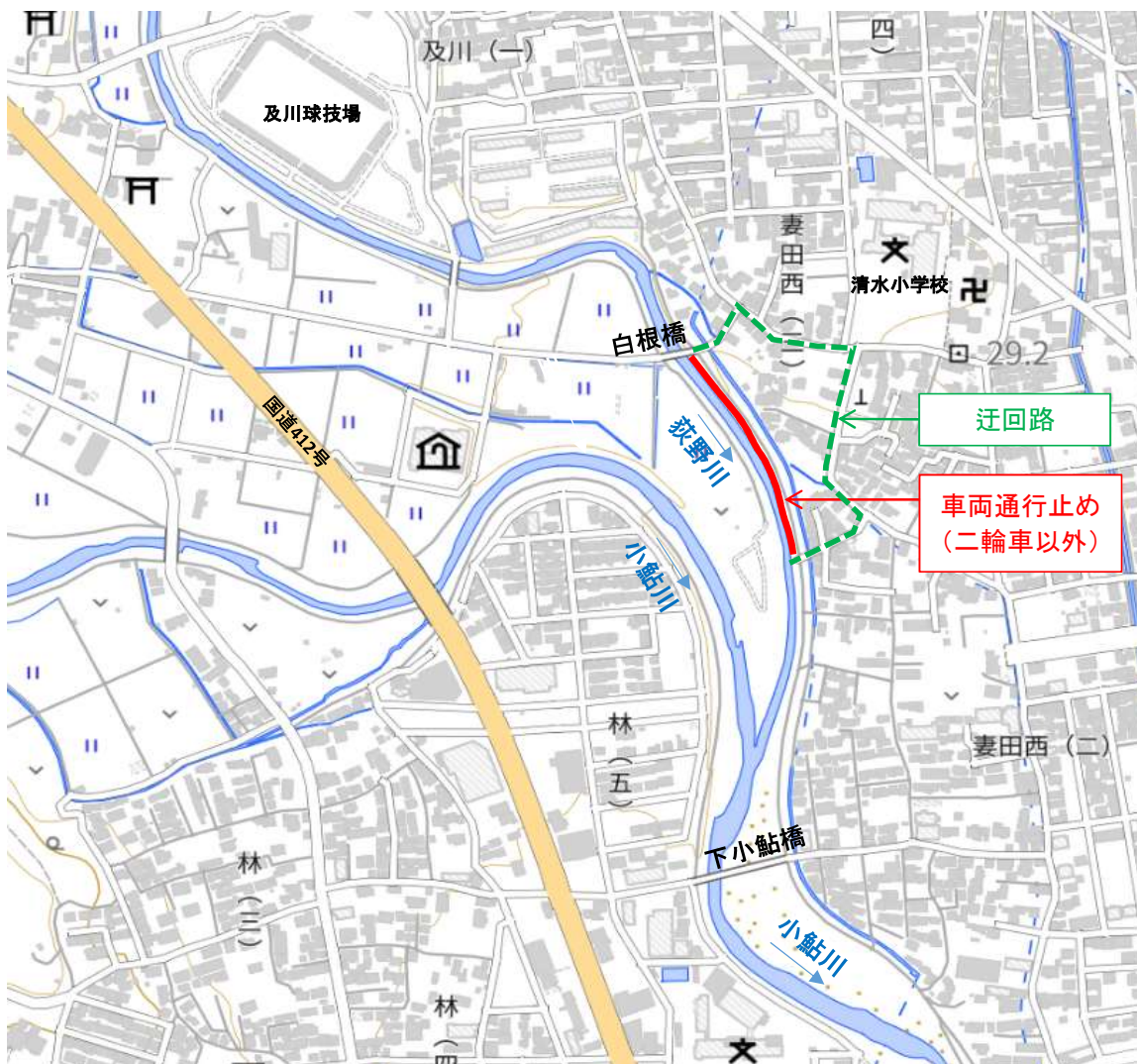
台風10号接近(8月末)による大雨により、一級河川荻野川の護岸が破損し、破損箇所につきましては、バリケードを設置したことで、堤防上の市道は**全面通行止め**から**車両通行止め(二輪車以外)**に変更しております。

皆様には、ご不便やご迷惑をお掛けしますが、下記**規制期間中は、迂回路**を利用していただくなど、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆ 交通規制概要

- 規制方法 車両通行止め(二輪車以外)
- 規制場所 厚木妻田西二丁目地先 一級河川荻野川 白根橋下流左岸沿い 市道D-107号線
- 規制区間 白根橋から下流約230mの区間 ※下図参照 (赤色:通行止め、緑色:迂回路)
- 規制期間 当面の間 終日
- 問合せ先
厚木土木事務所 河川砂防課 TEL 046-223-1711 (河川災害の復旧全般に関すること)
厚木市 道路総務課 TEL 046-225-2301 (市道の交通規制(通行止、迂回路)全般に関すること)

◆ 位置図



●その他：荻野川の災害復旧工事の実施予定は、別途、お知らせします。